

与論町防災センターの管理及び運営に関する規則（昭和58年5月1日規則第10号）

最終改正:平成19年11月13日規則第20号

改正内容:平成19年11月13日規則第20号〔平成20年4月1日〕

---

○与論町防災センターの管理及び運営に関する規則

昭和58年5月1日規則第10号

改正

平成19年11月13日規則第20号

与論町防災センターの管理及び運営に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、与論町防災センターの設置及び管理に関する条例（昭和58年条例第5号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、与論町防災センターの管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第2条 与論町防災センター（以下「防災センター」という。）の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

（休館日）

第3条 防災センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更し又は臨時に休館することができる。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）12月28日から翌年1月4日まで

（利用の手続）

第4条 条例第4条の規定により防災センターの利用の許可を受けようとする者は、与論町防災センター利用許可申請簿（第1号様式）に所定の事項を記載し、町長に提出しなければならない。

（備品の現状回復及び点検）

第5条 利用者は施設の利用を終わったときは、直ちに備品等を所定の位置に戻し、清掃後係員の点検を受けなければならない。

（利用者の順守事項）

第6条 防災センターの利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（1）施設内を不潔にしないこと。

（2）町長の承認を得ないで物品を展示し、若しくは販売し、又は寄付金等の募集行為をしないこと。

（3）所定の場所以外で飲食、喫煙し又は火気を使用しないこと。

（4）騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（5）その他係員の指示に従うこと。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、防災センターの管理及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月13日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

---